

2 指導体制の工夫

道徳科は、主として児童生徒をよく理解している学級担任が計画的に進めることが望ましいとされていますが、学校の道徳教育の目標の達成に向けて、学校や学年として一体的に進めるものでなくてはなりません。そのために、全教師が協力し合う指導体制を充実することが大切です。

指導体制の工夫例

- 校長や教頭などの参加による指導。
- 他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導。
- 校長をはじめとする管理職や他の教員が自分の得意分野を生かした指導。
- 年に数回、教師が交代で学年の全学級を回って道徳の授業を行う取組。

道徳科の授業を実施しやすい環境を整えること

- 校長の方針の下に、道徳科で用いる教材や図書の準備・掲示物の充実・教材コーナーの整備などを分担して進められるように、道徳教育推進教師が呼び掛けをしたり、具体的な作業の場を設定したりする。

指導力向上のために

- 全教師が、道徳科の学習指導案の作成や提案授業を少なくとも年に1回は担当して授業を公開するなど、学校全体で積極的に指導力向上に取り組むことが望まれている。

3 複数の教師による評価

学級担任以外からの児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について意見や所感を得るなどして、学級担任が児童生徒を多面的・多角的に評価したり、教師自身の評価に関わる力量を高めたりすることも大切です。

他の教師と協力的に授業を行うこと

- 他の教師と協力的に授業を行うことで、児童生徒の変容を複数の目で見取ったり、評価に対しての共通認識を持ったりする機会となる。学級担任が普段の授業とは違う角度から児童生徒の新たな一面を発見することもできる。

他の教師による授業に対する評価

- 道徳科の授業を公開して、参観した教師から助言を受けたり、チーム・ティーチングの協力者などから評価を得たりする機会も重要である。その際、あらかじめ重点とする評価項目を設けておくと、具体的なフィードバックが得られやすい。

参考文献

- | | | | |
|-----|----------------------------|----------------|-------------|
| [1] | 文部科学省：小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編 | P87-88,113,116 | あかつき |
| [2] | 文部科学省：中学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編 | P86-87,115,118 | 教育出版 |
| [3] | 協働による授業づくりで目指したいもの 2019年 | | 宮城県気仙沼教育事務所 |